



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 67/2016年5月号

発行日：2016年5月30日

だんだんと気候も暖くなり、時には夏ではないかと思われる日もちらほら増えてきました。3月決算会社は決算発表が一段落し、業務としては落ち着いている読者の皆さまも多いのではないのでしょうか。株主総会が控えていてまだまだ気持ちの面では休まらないこととは思われますが、あと一息ですので頑張って乗り切ってまいりましょう。

### I. 最新情報（2016年4月1日～2016年4月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
なし				—

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
なし				—

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年4月 22日	その他	「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部	国立大学法人等の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「国立大学法人会計基準」という。）が、平成28年2月1日に改訂されたのを受け、文部科学省及び日本公認会計士協会は、国立大学法人会計基準の実務上の留意点を定める「国立大学	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		改訂について	<p>法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）を改訂いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改訂は、産業競争力強化法が制定され、文部科学大臣及び経済産業大臣の認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業について、国立大学法人等から必要な資金の出資が行われることになり、国立大学法人法上の国立大学法人等の業務として産業競争力強化法に基づく出資等の業務が追加されたことに伴う関係規定の整備等を行うものです。</p>	
--	--	--------	---	--

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年4月 8日	公開 草案	非営利法人委員会 研究報告「非営利 組織会計基準開発 に向けた個別論点 整理～反対給付の ない収益の認識 ～」（公開草案）の 公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成28年3月16日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理～反対給付のない収益の認識～」（公開草案）を公表いたしましたのでお知らせします。</p> <p>当協会は、平成25年7月2日付けで非営利法人委員会研究報告第25号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」を公表し、民間の非営利組織に共通の会計枠組みを構築する必要性と、そのための重要なステップとして、モデル会計基準の開発を提唱いたしました。</p> <p>その後、非営利組織会計の重要な論点について掘り下げた議論が必要であるとの認識の下、当協会に非営利組織会計検討会を設置し、非営利組織における財務報告の基礎概念及び重要な個別論点に関する検討を行い、平成27年5月26日付けで「非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理」（以下「論点整理」という。）を公表いたしました。</p> <p>上述の経緯を受けて、非営利法人委員会では今般、モデル会計基準の開発に向けて、論点整理で取り上げた個別論点のうち、非営利組織において重要かつ典型的な収益である「反対給付のない収益」について検討を行い、このたび一応の取りまとめを終えたため草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—
2016年4月	公開	「公会計委員会研	日本公認会計士協会（公会計委員会）では、平成26年2月にお	—

19日	草案	究報告「監査基準委員会報告書800及び805を公的部門に適用する場合の論点整理」(公開草案)の公表について	<p>る監査基準の改訂及び同年4月における監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」(以下「監基報800」という。)、監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」(以下「監基報805」という。))及び監査基準委員会研究報告第3号「監査基準委員会報告書800及び805に係るQ&amp;A」(以下「Q&amp;A」という。))の公表を受け、国際的な公監査に係る基準等の取扱いを再確認するとともに、現在、我が国の公的部門で「財務諸表監査」が制度化されている、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人における財務報告の枠組みの考え方を再度整理し、監基報800及び805並びにQ&amp;Aで展開されている各種概念について、公的部門において検討する際の論点を整理してまいりました。</p> <p>このたび一応の見直しを終え、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	
-----	----	---	--	--

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年4月18日	研究資料	IT委員会研究資料第7号「Trustサービス原則、規準及びその例示(セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合するTrustサービス原則、規準及びその例示の2009年版の更新)」の公表について	<p>日本公認会計士協会(IT委員会)はIT委員会研究資料第7号「Trustサービス原則、規準及びその例示(セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合するTrustサービス原則、規準及びその例示の2009年版の更新)」を平成28年4月18日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>Trustサービスとは、米国公認会計士協会(以下「AICPA」という。))及びカナダ勅許職業会計士協会(以下「CPA Canada」という。))によって開発された、電子商取引やシステムに係る内部統制の安全性や信頼性等について保証を与えるサービスです。日本公認会計士協会では、CPA CanadaとTrustサービスのライセンス契約を締結しており、当協会とサブライセンス契約を締結した会員は、日本国内においてTrustサービスを実施することが可能です。</p> <p>本研究資料は、2009年に公表された「Trustサービス原則、規準及びその例示」(日本語翻訳版についてはIT委員会研究資料第6号として平成25年12月20日付け公表)の改正版として、2014年に「Trustサービス原則、規準及びその例示(セキュリ</p>	—

			<p>ティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合する Trust サービス原則、規準及びその例示の 2009 年版の更新)」が公表されたことを受け、会員各位の参考に資するため、日本公認会計士協会（IT 委員会）が翻訳許諾の下で日本語に翻訳したものです。AICPA 及び CPA Canada の文書について、承認された正文は英文となっております。</p>	
--	--	--	---	--

## 6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年4月 18日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第50号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）では、電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年 経済産業省令第2号）が平成28年3月29日に改正され、事業者が新たに乖離率計算書を作成することが求められましたため、業種別委員会実務指針第50号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」について所要の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の検討を終えましたため、「業種別委員会実務指針第50号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—
2016年4 月27日	実務 指針	専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」の公表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、平成28年4月12日に開催されました常務理事会の承認を受けて、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を平成28年4月27日付けで公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本実務指針は、監査事務所が実施する合意された手続業務に関する実務上の指針を提供するものであり、平成30年4月1日以降に発行する合意された手続実施結果報告書に適用されます。ただし、平成28年10月1日以降に発行する合意された手続実施結果報告書からの早期適用も認められております。</p> <p>なお、監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」（平成21年7月1日付け公表）の「14. 合意された手続（Agreed upon procedures）」については、本実務指針の適用以後は、本実務指針の規定が優先することとなります。</p>	
2016年4	公開	監査・保証実務委	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、平成27年	

月27日	草案	員会研究報告「専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に係るQ&A」（公開草案）の公表について	<p>12月22日に公開草案として公表した専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「専門実4400」という。）の公開草案へのコメント等を受け、実務の参考に資するため、専門実4400に基づく合意された手続業務を実施するに当たって理解が必要と思われる事項に関する説明資料（Q&amp;A）を併せて提供するための検討を行ってまいりました。</p> <p>この度一通りの検討を終えたため、監査・保証実務委員会研究報告「専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に係るQ&amp;A」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	
------	----	--	--	--

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

平成28年度税制改正によって、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の税務上の減価償却方法について定率法が廃止され、定額法のみとなることとなりました。

固定資産の減価償却に関して、日本公認会計士協会から公表されている監査上の取扱いにおいて、いわゆる税法基準による会計処理が一定の範囲で認められていますが、この税制改正に対応して、企業が会計上の減価償却方法を変更する場合、自発的な会計方針の変更として扱うとすれば、変更の適時性と適切性を企業が判断し監査法人の指摘に耐えうる説明をすることとなりますが、この判断が相当程度困難なものとなるとの意見が聞かれています。

この説明が十分にできないとなった場合、税務上は定額法、会計上は定率法での減価償却となり、一時差異が発生し、税効果スケジューリングなど管理面において煩雑さが増えてしまうこととなります。

そこで企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」）において、市場関係者からの要請により緊急の案件として、当該減価償却方法の変更に関する取扱いについて審議が行われ、平成28年4月22日に実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」を公表しています（日本公認会計士協会HPにおいては、平成28年5月24日に、この公開草案に対する意見を提出した旨が公表されております。なお、上記「I 最新情報」は日本公認会計士協会HPにて協会発信の情報を掲載しており、ASBJの公開草案等の情報は掲載しておりません。）。

ASBJは、この公開草案において、緊急的な対応として、従来、法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業が平成28年度税制改正に合わせて会計方針を変更する場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うとしております。

なお、今回の対応は、抜本的な解決を図るために減価償却に関する会計基準の開発に着手することの合意形成に向けた取組みを速やかに行うことを前提として、取り扱う範囲を平成28年度税制改正に伴う建物附本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

属設備及び構築物の減価償却方法の変更に限定した緊急的なものであり、今回に限られた対応とされています。

また、平成28年5月24日に、日本公認会計士協会からASBJへ提出された意見は、下記のものとなっております。

## 記

### 1. 総論

#### (意見)

平成28年度税制改正に対応して減価償却方法を変更する場合の取扱いを明らかにする本公開草案の内容に賛成する。

#### (理由)

減価償却に関して、これまでいわゆる税法基準による会計処理が実務上一定の範囲で認められてきたこと等を踏まえると、今般の税制改正を要因とする減価償却方法の変更に限って会計基準等の改正に伴う会計方針の変更とする取扱いについては、監査及び会計実務の安定的な運用確保の観点から一定の合理性があると考えます。

### 2. 抜本的見直しについて

#### (意見)

抜本的見直しについては、実務への影響も大きいことから、今後の税制改正の予定は不確定であるが、減価償却に関する会計基準の開発着手の合意形成を行い、そのスケジュールを明示していただくことを希望する。

#### (理由)

公開草案第14項では、「今後、当委員会において、抜本的な解決を図るために減価償却に関する会計基準の開発に着手することの合意形成に向けた取組みを速やかに行うことを前提として、第2項に記載する実務上の取扱いを定めることとした。」とされている。また、本公開草案第15項で、「本実務対応報告は、取り扱う範囲を平成28年度税制改正に係る減価償却方法の改正に限定して緊急に対応したものであり、今回に限られたものとする。」とされている。

このため、税制改正大綱が公表されてから会計基準の検討を行うことでは間に合わない可能性があることを踏まえ、減価償却の会計基準の開発に向けた検討を進める必要があると考えられる。

## 以下略

(日本公認会計士協会 「実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に  
関する実務上の取扱い(案)」に対する意見について」より)

日本公認会計士協会もASBJも、今回の税制改正に伴う税法基準の減価償却については、会計としても妥当と取り扱うことの見解を表明しており、そのような取り扱いとなりそうですが、両者ともに減価償却に係る会計基準の構築が必要であることを示唆しています。

かねてより、税制改正が行われるたびに議論となっていた税法基準減価償却の会計的妥当性について、近年の国際会計動向を踏まえ、いよいよメスが入る時がきたのかもしれません。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703